

浦安市規則第3号

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付規則の一部を改正する規則

浦安市私立保育所等及び私立幼稚園物価高騰対策支援給付金交付規則（令和5年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中」を削る。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（給付金の額等）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 前条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降も運営の継続を予定している事業者に係る補助金の額は、次の表のとおりとする。

各園における利用定員	1施設当たりの給付金額
151人以上	800,000円
101人以上150人以下	600,000円
51人以上100人以下	400,000円
26人以上50人以下	200,000円
25人以下	100,000円

2 前条第2項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降も運営の継続を予定している事業者に係る給付金の交付は、1私立保育所等又は私立幼稚園につき2回に限るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。